

広島県告示第二百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三原市沼田西町惣定、同町松江及び同町小原地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
松江（七一〇）	急傾斜地の崩壊	松江（七一〇）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
松江（五〇四）	急傾斜地の崩壊	松江（五〇四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
松江（七一〇―一）	急傾斜地の崩壊	松江（七一〇―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
小原（六五〇八）	急傾斜地の崩壊	小原（六五〇八）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
松江（三二七七）	急傾斜地の崩壊	松江（三二七七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
松江（三二七七―一）	急傾斜地の崩壊	松江（三二七七―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
松江（二四一一）	急傾斜地の崩壊	松江（二四一一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
松江（二〇四九三）	急傾斜地の崩壊	松江（二〇四九三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
松江（七〇八）	急傾斜地の崩壊	松江（七〇八）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
松江（二六五九）	急傾斜地の崩壊	松江（二六五九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法

末広川(七 八二六隣j)	土石流	次の図のとおり)
末広川(七 八二六隣o)	土石流	次の図のとおり	
末広川(七 八二六隣k)	土石流	次の図のとおり	
末広川(七 八二六隣n)	土石流	次の図のとおり	
惣定(一九 三一―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(二〇 五〇五―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(二〇 五〇五―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(二〇 五〇五―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(二〇 五〇五―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(二〇 五〇五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(二〇 五〇五―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(三二 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(一九 三一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(五二 一七―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(五二 一七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(四七 七九―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	
惣定(四七 七九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	

末広川(七 八二六隣 i)	土石流	次の図のとおり	末広川(七 八二六隣 m)
末広川(七 八二六隣 m)	土石流	次の図のとおり	
末広川(七 八二六隣 l)	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。